

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

新潟県立西蒲高等特別支援学校

定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

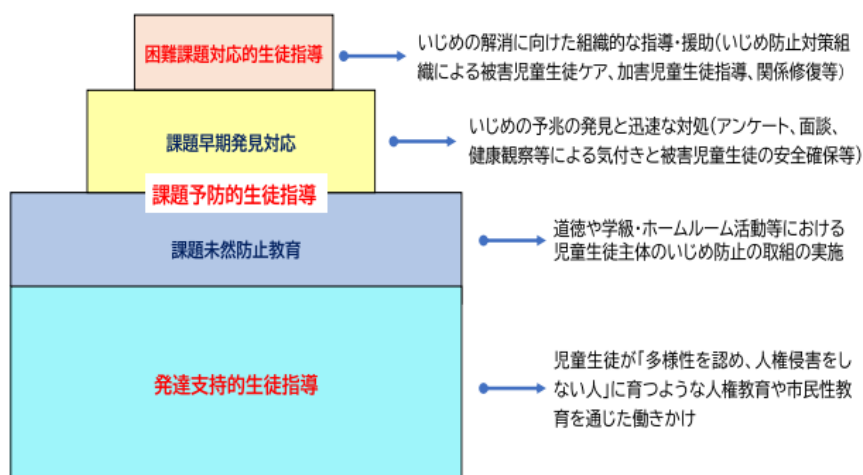
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

(2) いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が該当行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

基本方針について

「生徒指導提要」にある「いじめ対応の重層的支援構造」を基に、プロアクティブ（常態的・先行的）とリアクティブ（即応的・継続的）な取組を意識し、「チーム西蒲」の学校全体体制として行っていく。



1 すべての生徒を対象にすべての教育活動の中で行う発達支持的生徒指導

いじめをはじめとした対人関係における問題行動は、生徒による大人や社会、教員や学校に対する問題提起行動でもある。課題予防や早期対応といった対応のみならず、生徒の発達を支えるような生徒指導の側面にも目を向け、取り組んでいく。すべての生徒を対象に、特別活動等の体験学習等を通じて、生徒の思いやりや共感性、自己理解や課題解決する力を育成していく。また、社会性を育む教育活動を進め、生徒同士の心の結び付きを深める。人権感覚を養うとともに、共同社会の一員として、すべての教育活動の中で生徒が自らの力で決断し、行動することができるよう生きる力を育てる。

(1) 教科等における指導

- ① 障害特性を含めた生徒理解を深めるとともに、授業での活躍の場をつくる。そして、全ての生徒が楽しく分かる授業を展開するよう努める。
- ② 生徒一人一人が学習の目標をもって意欲的に生き生きと授業に参加し、主体的な学習態度を養うように努める。
- ③ 生徒に協同で学ぶことの意義を知らせ、学級やグループで協力して学ぶことの大切さを実感できるようにする。

- ④ 生徒の実態に応じて、聞く、話す、読む、書くといった言語活動を充実させ、人権尊重の視点に立って豊かな言語環境を整える。
- ⑤ 教科等の学習内容を、実生活や実社会と結び付けて指導し、生徒一人一人に学ぶことの意義と大切さが理解できるようにする。

(2) 道徳

学校の教育活動全体の中で指導する。一人一人の生徒が道徳的価値及び自己の生き方を考え、人間としての生き方についての自覚を深め、学校、その他における具体的な生活場面、状況において道徳的行為を主体的に選択し、実践する気持ちや構えをもつよう指導する。

(3) 総合的な探究の時間

他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視し、様々な課題の解決に他者と協力しながら参加し貢献しようとする態度を育む。

(4) 特別活動

①学級活動

- ・ 一人一人の生徒がより良い学級づくりに貢献できるよう、係活動や、自分の良さや得意なことを生かした活動に取り組むことができるようにする。
- ・ 学級として取り組むことや自分で取り組みたい目標や内容等を決める際、また実際の活動場面やその振り返りの際に、互いの良さを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする。
- ・ 学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容等のアイデアを情報交換し合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力して改善が図られるようにする。

②生徒が主体で行う活動【「N(西蒲)I(イベント・アイデア)M(メーカーズ)」】

- ・ 生徒会活動改め「NIM(通称：ニム)」が主体で行う活動等においては、上級生が下級生のことを思いやり、下級生が上級生を尊敬しながら集会活動等を楽しめるようにする。また、体験的な活動を通して、互いに理解し合ったり相手のことを考えて行動したりする気持ちを育む。

③学校行事

- ・ 体育祭等、学校行事の活動の中で、生徒が役割を分担し、それぞれの個性をより良く生かしたり、発揮したりして活躍できるようにする。
- ・ 校外学習や修学旅行等のグループ活動で、考え方や性別等の違いを超えて、互いに協力できるようにする。
- ・ 校外学習等、グループや自己の目標をもって参加し、達成感を味わえるようにする。

2 いじめの未然防止教育と発達支持的生徒指導（課題未然防止教育）

年間指導計画に「いじめに関する授業（道徳）」、「SOS の出し方に関する授業（道徳）」、「SNS の使い方に関する授業（社会生活）」を組み込み、計画的・効果的に行うことで、ということがいじめにつながっていくかを学んだり、いじめに対して見逃さない、許さない気持ちを育んだりすることにつなげていく。

また、クラスや生徒の実態に応じて SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）やピアサポートトレーニング、ストレスマネジメント等の活動も取り入れていく。

生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や働きかけ（支援）、日常の教育活動としての生徒指導も行う。

3 早期発見・即時対応の在り方（課題早期発見対応）

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日頃から丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努める。そのために、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取っていく。

また、定期的な生活アンケートや教育相談を実施し、生徒のいじめを把握しやすい体制を整え、実態把握に取り組むとともに、家庭と連携して生徒の見守りを継続する。

併せて、情報を付き合わせて全体像を把握し的確な対応を行うために、協働的な生徒指導体制を整備する。

4 教育相談体制

生徒の抱える悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言（アドバイス）や言葉掛けを行う体制を学校全体で作る。

具体的には、生徒全員に対して定期的に教育相談を学期に1回実施する。必要に応じて、日頃から個別に教育相談を行ったり、スクールカウンセラーとの面談を実施したりする。相談内容は生徒指導部を中心に学校全体で共有し、内容に応じて生徒指導部会やいじめ防止対策委員会、ケース会議等を開催し、校長の指導の下、即時対応を行う。

5 生徒指導体制（困難課題対応的生徒指導）

（１）組織的対応の進め方（別紙１・２ いじめ対応マニュアルを参照）

- ① いじめ（疑いを含む）を把握したら、関係者が話し合い、いじめ防止対策委員会（校長、教頭、生徒指導主事、いじめ防止推進教員、生徒指導部、養護助教諭、学年主任、学級担任等で構成）を開き、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進める。
- ② いじめを受けている生徒には「絶対に守る」という学校的意思を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間等の学校生活における安全確保に努める。
- ③ 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。
- ④ いじめの内容によっては、教育委員会や警察と連携協力を行う。
- ⑤ 加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
- ⑥ 丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- ⑦ いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続しないよう、卒業まで定期的に話し合う機会をもつ。

（２）関係機関との連携

いじめ防止等の対策を適切に行うため、西蒲警察署や中央児童相談所、新潟市児童相談所、その他の関係機関等との連携を推進する。

- ① 深刻ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、被害を受けている生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携を図る。
- ② 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合を含め、積極的に西蒲警察署のスクールサポーターに情報を提供する。

- ③ いじめを受けている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、西蒲警察署に通報する。
- ④ いじめが犯罪行為に該当し得ると認められる場合には、学校から警察へ相談・通報を行うことについて、あらかじめPTA総会等で保護者に対して周知を行う。
- ⑤ スクールカウンセラーとの連携を図り、いじめに関する情報を共有し、関係生徒への心のケアに努める。
- ⑥ 外部機関（スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医療機関）との連携を図りながら、解決に向けた最善の方法を講じる。

（３）インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

- ① 生徒及び保護者に対し、授業（携帯電話会社のスマホ・ケータイ安全教室等を活用する）や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育の啓発を行う。アンケートや面談等を実施し、悩みを相談できる環境を整える。
- ② ネットパトロール等の結果を情報共有したり、ネットトラブルの有無を確認したりすること等を通して、ネット社会における子どもたちの様子を注視する。

6 校内研修

（１）生徒理解に関する会議・研修

生徒理解会議を各学期の始めに開催（１学期は２回）し、いじめ等に関わって、生徒の状態、指導方針、指導経過、頑張っている様子等について、生徒理解・事例研修を行う。さらに、毎月、学年部内において生徒理解会議を行い、生徒に関する情報交換と事例研修を行う。

（２）いじめに関わる教職員研修会

人権を尊重すること、いじめは絶対に許されないこと、という意識を教職員自らが自覚し、生徒に徹底させるために、外部講師を招聘（しょうへい）するなどした人権教育・同和教育や、いじめに関わる教職員研修を実施する。

7 学校いじめ防止基本方針の周知

学校いじめ防止基本方針は、生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページ上に公開し、周知を図る。

8 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクル確保と見直しについて

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、学校評価及びいじめ防止対策委員会で点検し、必要に応じて見直しを行う。

令和５年４月（改訂）

令和６年４月（改訂）

令和７年４月（改訂）